

# 電力購入契約書

- 1 件名 松戸市和名ヶ谷クリーンセンターで使用する電力の購入（長期継続契約）
- 2 仕様 別紙のとおり
- 3 契約金額 契約金額は下記料金単価表のとおりとする

料金単価表【消費税及び地方消費税額を含む】

種類	項目		単価(円)
常時電力	基本料金単価 1キロワットにつき		
	電力量料金単価 1キロワット時につき	夏季	
		その他季	
自家発補給電力 (定期検査等による場合)	基本料金単価 1キロワットにつき		
	電力量料金単価 1キロワット時につき	夏季	
		その他季	

## 4 基本条件

契約電力	常時電力	1,950キロワット
	自家発補給電力	300キロワット
電圧		標準電圧 6,000ボルト
計量電圧		標準電圧 6,000ボルト

- 5 契約期間 令和8年 月 日から令和9年9月30日まで  
(購入期間) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3による長期継続契約  
令和8年10月1日0時から令和9年9月30日24時まで
- 6 場所 松戸市和名ヶ谷1349番地の2  
松戸市和名ヶ谷クリーンセンター
- 7 契約保証金

上記電力を上記契約金額で購入することについて、発注者（甲）と供給者（乙）とは、次の各条項によって契約を締結する。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者（甲） 住 所 松戸市根本387番地の5  
松 戸 市  
氏 名 松戸市長 松戸 隆政

供給者（乙） 住 所  
氏 名

#### (電気事業法の遵守)

第1条 甲及び乙は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）及び法に定める所定の規則を遵守することとする。

#### (用語の定義)

第2条 この契約書において「一般送配電事業者」とは、法に定める一般送配電事業者であり、その電気供給区域内に松戸市和名ヶ谷クリーンセンターを有する者をいう。

2 この契約書において「託送供給等約款」とは、乙と一般送配電事業者が本契約履行のために契約する契約約款をいう。

3 この契約書において「燃料費調整額」とは、旧供給地点内に松戸市和名ヶ谷クリーンセンターを有する、みなし小売電気事業者が定めるベーシックプランの燃料費調整額をいう。

4 この契約書において「再生可能エネルギー発電促進賦課金」とは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に定める賦課金をいう。

5 この契約書において「市場価格調整額」とは、一般社団法人日本卸電力取引所が公表する価格をもとに旧供給地点内に松戸市和名ヶ谷クリーンセンターを有する、みなし小売電気事業者が定めるベーシックプランに基づき算定された額をいう。

6 この契約書において「契約電力」とは、常時電力と自家発補給電力のことをいう。

#### (電気供給の休止)

第3条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、甲乙協議して、一部又は全部の電気供給を休止できることとする。

(1) 一般送配電事業者が所有する電気工作物に故障が生じ、又は故障が生ずる恐れがある場合

(2) 一般送配電事業者が所有する電気工作物の修繕、変更その他工事、保安上やむをえない場合

#### (計量)

第4条 使用電力量の計量は、一般送配電事業者が設置した記録型計量器により計量することとする。

2 最大需要電力は、一般送配電事業者が設置した記録型計量器による30分最大需要電力計により計量される値とする。

3 力率の算定は、一般送配電事業者が設置した記録型計量器により行うこととする。

4 乗率倍を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍することとする。

5 計量器の故障等により使用電力量を正しく計量できなかった場合には、甲乙協議して決定する。

6 前5項の計量結果について、乙は甲の確認を受けるものとする。

#### (料金)

第5条 料金は、基本料金、電力量料金、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び市場価格調整額を加算した金額とする。基本料金は一月につき常時電力と自家発補給電力にそれぞれの税込単価を乗じた金額とする。電力量料金は一月につきそれぞれの税込単価に使用電力量を乗じた金額とする。燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び市場価格調整額は一月につきそれぞれの税込単価に使用電力量を乗じた金額とする。ただし、基本料金については、第2項、第3項に規定する割引等を適用したものとする。

2 未使用月の基本料金については、常時電力は使用月の料金の半額とし、自家発補給電力は使用月の料金の20%とする。なお、自家発補給電力については、1月の30分ごとの

需要電力の最大値が常時電力の契約電力をこえないときは使用していないものとみなす。

3 基本料金については、力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、1パーセント割増しとする。未使用月の力率は、85パーセントとみなすものとする。

(料金の算定)

第6条 料金の算定期間は、毎月1日0時から当該月末日24時までの期間とする。

2 料金は次の各号のいずれかに該当する場合を除き、算定期間を「一月」とする。

(1) 月の途中で電気供給を開始、再開、休止、もしくは停止し(未使用の場合を除く)、又は本契約が消滅した場合。

(2) 月の途中で契約条件を変更したことにより料金に変更があった場合。

(3) 前各号の場合の基本料金の算定は日割り計算とする。

(料金の支払い)

第7条 電気料金は、第4条第6項の甲の確認終了後、乙から適法な支払請求書を甲が受理した日から起算して原則として30日以内にこれを支払うものとする。

2 電気料金が支払期日までに支払われない場合、甲は支払期日の翌日から起算して支払日に至るまで、請求料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して支払期日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項及び第8条第2項の規定に基づき決定した割合を乗じて計算した額を延滞利息として乙に支払うものとする。

第8条 前条による支払の場所は、松戸市指定金融機関とする。

(単位及び端数処理)

第9条 本契約の定めにより最大需要電力、使用電力量その他の算定を行う場合の端数処理は、以下のとおりとする。

(1) 契約電力、使用電力量の単位は1キロワット(1kW)及び1キロワット時(1kWh)とし、その端数は小数第1位で四捨五入とする。

(2) 力率の単位は1パーセント(1%)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入とする。

(3) 料金の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切捨てとする。

(契約電力の決定及び変更)

第10条 契約電力は、使用する負荷設備及び受電設備の内容を基準として甲乙協議して決定する。

(契約超過)

第11条 甲が契約電力を超えて電気を使用する等、電気の使用状態が不相当と認められる場合には、甲乙速やかに協議して、契約電力を適正なものに変更することとする。

2 自家発補給電力を使用しない場合に最大需要電力が常時電力を超過したときは、甲は、超過料金として、以下の算定式により算定された金額を乙の請求に応じて支払うこととする。契約超過電力とは、その一月の最大需要電力から常時電力を差し引いた値とする。ただし、自家発補給電力を使用した場合については、甲乙協議して金額を決定する。

(契約超過電力) × (常時電力の基本料金単価) × (1.85 - 力率 / 100) × 1.5

(力率の保持)

第12条 甲は負荷の力率を、85パーセント以上に保持し、軽負荷時には進み力率にならないように努めることとする。

(契約の消滅変更による料金の精算)

第13条 甲が契約電力を新たに設定又は増加後に、本契約が消滅する場合もしくは甲が契約電力を減少する場合において、乙が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合には、乙はその精算金を甲に請求できるものとする。また、工事費の精算を求められる場合についても同様とする。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではないこととする。

(電気供給に伴う工事費の負担)

第14条 甲が新たに電気を使用し、又は契約電力を増加する場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、又は甲の希望により供給設備を変更する場合において、乙が託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合には、乙は、甲にその負担金を請求できるものとする。

2 電気供給に必要な設備の一部又は全部を施設した後、甲の都合により供給開始にいたらぬで本契約を廃止又は変更される場合は、乙は託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者から請求された費用を甲に請求できるものとする。

(保安)

第15条 本契約に基づく甲の電気工作物については、甲が善良なる管理者として保安を図るものとする。なお、甲は、電気工作物等に故障その他の不具合が生じていることが認められた場合、速やかに乙及び一般送配電事業者に報告することとする。

(電気供給の停止)

第16条 甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は甲への電気供給を停止することができる。なお、この場合には、電気供給の停止の5日前までに甲に予告することとする。

- (1) 電気料金を支払期日より20日経過してもなお支払わない場合。
- (2) 支払いを要することとなった延滞利息など託送供給等約款に基づいて生じる電気料金以外の金銭債務を支払わない場合。
- (3) 甲の責めとなる理由により生じた保安上の危険がある場合。
- (4) 甲又はその使用人等が不正に電気を使用した場合。
- (5) その他、託送供給等約款に基づき甲への電気供給が相応しくないと乙が判断した場合。

(催告による解除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 履行期間内に完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なしに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、又は契約の締結及び履行について不正行為を行ったとき。

2 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その

期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときはこの限りではない。

(催告によらない解除)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、正当な理由なく、契約の履行をすべき期日を過ぎても電気供給をしないとき。

(2) 契約の履行に当たり、法の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。

(3) 債務の全部の履行が不能であるとき。

(4) 乙が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約の目的を達成できないとき。

(6) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 乙が前条第2項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(9) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に代金債権を譲渡したとき。

(10) 乙が、次のいずれかに該当するとき。乙が協同組合及び共同企業体(以下「協同組合等」という。)である場合については、その代表者又は構成員が次のいずれかに該当したとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店等の代表者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は、暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は同法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

ト 乙が公正取引委員会乙に違反行為があったとして行った処分に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条の規定により当該処分の取消しの訴えを提

訴し、その訴えについて請求棄却又は却下の判決が確定したとき。

チ 乙が（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定に違反し、その刑が確定したとき。

- 2 乙は、甲が次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。
  - (1) 甲が、天災その他の不可抗力の原因によらないで、電気供給を受ける見込みがない（未使用の場合を除く）と乙が認めたとき。
  - (2) 本契約の履行に関し、甲又はその使用人等に不正の行為があったとき。
  - (3) 本契約に基づく電気料金の支払を怠り、もはや本契約を継続することが相応しくないと乙が判断したとき。
- 3 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約であるため、翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、甲は本契約を変更又は解除することができる。

#### （一般的損害等）

第19条 この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては甲が負担する。

#### （損害賠償の免責）

- 第20条 非常変災、その他保安上の必要がある場合など、乙の責めとならない理由により、電気供給を中止し、又は電気の使用を制限し、もしくは中止したときは、乙は、甲が受けた損害について損害賠償の責任を負わない。
- 2 第16条により電気供給を停止し、又は第18条第2項により本契約を解除したときは、乙は、甲の受けた損害について損害賠償を負わない。
  - 3 乙の責めとならない理由により、漏電その他の事故が生じたときは、乙は、甲が受けた損害について損害賠償の責任を負わない。
  - 4 前3項のほか、託送供給等約款による乙の免責規定はこれを適用する。

#### （機密の保持）

第21条 甲及び乙は互いに、本契約締結及び遂行に際して業務上知りえた相手方の機密情報、本契約の内容、及び託送供給等約款の内容を相手方の承諾なしに第三者に漏らしてはならない。  
また本契約終了後においても、同様とする。

#### （事情変更）

第22条 契約期間中において、天災事変等に基づく日本国内での経済情勢の激変により、契約内容が著しく不相当であると認められるとき、法令等の改正があったとき、又はその他甲又は乙が必要と認めるときは、甲乙協議して、契約金額、その他の契約内容を変更することができる。

#### （権利義務の譲渡等）

第23条 乙は、本契約により生じる権利義務を第三者に譲渡もしくは承継させてはならない。ただし、甲の書面による事前の承諾を受けた場合はこの限りではない。

#### （規則等の遵守）

第24条 乙は、この契約に定めるもののほか、松戸市財務規則及びその他の諸規定を遵守しなければならない。

(協議事項等)

第25条 本契約条項について疑義が生じたとき、又は本契約条項に定めのない事項について必要が生じたときは、法令及びに託送供給等約款に基づくほか、甲乙が信義誠実の原則に従い協議して定めることとする。